

有効期間満了日 令和8年3月31日まで  
熊生環第241号  
令和4年3月28日

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等の解釈基準について（通達）

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）等の解釈基準については、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等の解釈基準について（通達）」（令和元年12月13日付け熊生環第1068号。以下「旧通達」という。）により通達しているところであるが、このたび、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）により改正されたインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律、警察庁組織令等の一部を改正する政令（令和3年政令第335号）により改正されたインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）及び古物営業法施行規則等の一部を改正する規則（令和3年国家公安委員会規則第12号）により改正されたインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号）が本年4月1日から施行されることに伴い、別添警察庁通達「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等の解釈基準について（通達）」（令和4年3月16日付け警察庁丙少発第12号）が発出されたので、各警察署にあっては、部内はもとよりインターネット異性紹介事業者、児童、児童の保護者等にも周知の上、その解釈に遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の施行をもって旧通達は廃止する。

※ 別添（略）